

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 9 号 2020年 3月30日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル 0120-501-581

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

「働き方改革関連法」中小企業でも4月より適用

労働現場でどう闘うか？！

不合理な待遇差は事業主に説明責任

NPO非正規労働相談センターひろしま定期学習会報告



ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！

残業代ゼロの高度プロフェッショナル制度を含む 「働き方改革関連法」が施行されて1年

NPO非正規労働センターひろしまは、恒例の独自学習会を、去る2月22日、ビッグフロントで開催した。

一昨年通常国会で、「働き方改革」一括法が強行採決された。一括法のなかには、残業時間の上限規制といいながら、その枠は過労死ラインであったり、働かせ放題＝残業代ゼロの高度プロフェッショナル制度の導入など改悪されたものが大きい。2019年4月から大企業ではすでに実施され、2020年からは中小企業でも実施される。こうしたなか、スクラムユニオン・ひろしまの土屋委員長から「『働き方改革』と現場でいかに闘うか」と題して学習会を開催した。

土屋委員長は「働き方改革」と言う

が、実は事業主にとっての「働かせ方改革」であることをまず明らかにして上で、しかし、一括法の中で、職場から活用できるところを活用していこうと概略以下のことを提起された。

まず、残業時間の上限規制については、過労死ラインとはいえ、上限ができた点は、これまで青天井だったことに比べれば、ましになった。36条約を締結する職場の過半数代表を労働組合の側が勝ち取って、職場の労働者の意見を反映した残業時間規制を追求していくことが大切だ。

年5日の有給の確実な付与の義務化については、事業主が有給付与の名目で所定休日と置き換えようとする動きに注意すること。

労働契約法20条はパート労働法8条に統一

次に一定の前進である正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差の禁止について。労働契約法20条が廃止され、パート労働法第8条に統一された。改定第8条においては有期雇用労働者も対象とされ、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練などの個々の待遇ごとに、その性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべきであると、不合理な待遇差の禁止が明文化された。

(均衡待遇規定)

また、パート労働法第9条では、有期雇用労働者も対象となり、差別的取り扱いの禁止が明文化された。(均等待遇規定)。

さらに今回の法改正で、非正規社員は正社員との待遇差の内容や理由について事業主に対して説明を求めることができるようになった。(法第14条第

1項、第2項)また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定が創設された。(法第14条2項)



最低賃金増額を訴える土屋委員長

こうした改善点は、非正規労働者の処遇改善を求めていくための武器になる。労働者に有利になった改善点を活用して職場から闘おう。

なお、講演の詳しい資料はNPOのホームページをご覧ください。

外出自粛、学校休校、スポーツ・イベント中止、観光客の激減
…

新型コロナウイルスの感染拡大から

拡がる社会不安そして雇用不安

3月20日(金)・21日(土)

新型コロナウイルス感染拡大が各方面で深刻化する中、働く者が仕事や収入を失い、苦境に立たされることは目に見えていた。働く者の権利を守るため、新型コロナウイルス対策・労働相談ホットラインを開催した。

2日間で18件の相談があり、来所相談が5グループ16人、電話相談が13件あった。その中でコロナウイルス関連の相談が5件あり、その他は通常の労働相談であった。

具体例をいくつか紹介する。

<相談1・来所>

旅行会社の愛トラベルが倒産し、広島地裁に3月10日自己破産を申請した。コロナウイルスの感染拡大で旅行のキャンセルが相次ぎ、資金繰りが急激に悪化したためである。11人の運転手と事務員などが解雇された。相談に来た7人はスクラムユニオン・ひろしまの組合員であった。会社は解雇予告手当の80%を支払う約束はしたが、2月、3月の給料が未払いとなった。そのため、国の立て替え払い制度の利用や失業保険の手続きを手伝うことで対応した。



相談者でいっぱいの事務所

<相談2・電話>

日立笠戸事業所で働いていたフィリピン人技能実習生が実習を終え、3月22日に帰国

する予定であった。しかし、フィリピン国内も空港も混乱状態で受け入れられるかどうかわからない状況となり、22日は帰国できたのは28人中9名であった。残り19名は足止めになり、実習生の中に不安が広がった。外国人実習機構や入管に問い合わせたところ、本国への帰国が困難な方は、「短期滞在(30日・就労不可)」または「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更が可能であり、更新も受けることができること等がわかった。(詳しくは、出入国在留管理庁ホームページ参照) 結果的には、フィリピン政府のサポートがあり、2日遅れで全員帰国できた。

<相談3・電話>

デイサービスで働く男性の方から、「今はコロナの影響は出ていないがこれからどうなるか心配だ、休業補償は会社も負担ではないか、たまたま労働基準監督署に行く機会があったので、聞いてみたら『事業主と相談してください』言われた」という相談があった。事業主の判断で休業した場合、休業補償を要求することができることなどの説明をした。企業が動かないなら労働組合のサポートが必要であることも説明した。

<相談4・電話>

「小学校1年生がいて、休校になったので会社を休んだ、補償はどうなるか」という相談に対し、スクラムユニオンから、会社に電話し、国の助成金を申請し、本人には有休を与えてほしい、と要求した。通常の年次有給休暇とは別に特別有給休暇を取得できた。

宣伝不足もあり、あまり相談件数は多くはなかったが、これから解雇や休業問題は増えていくと予測される。ひきつづきホットライン第二弾も行わなければならない。



ブラジル人労働者に朗報

アメリカIT企業から圧力を受け渡航費を返還へ

渡航費関連費用が返還される！

出雲市、大田市の村田製作所に働くブラジル人にビッグニュースがあった。ブラジルから日本に来る時、自分たちが支払った渡航費や付随する費用が会社から返還される事になったのである。一人あたりおよそ25万円から27万円である。現在出雲市・大田市には約3000人のブラジル人二世、三世が住んでおり、その多くは村田製作所で働いている。ブラジルから来日する時、自費で来る人もいるが、大半はアバンセ、フジアルテという派遣会社が渡航費などを立て替えて支払っている。働き出して給料から約5万円ずつ5～6回に分割して支払ってきた。

状態を「奴隷制度」とであると批判されたのである。この状態を解消しないと取引停止になるということで、返還するという事になった。新しく入ってきている人たちは、すでに渡航費が会社持ちとなっている。

たちまち拡がる情報 殺到する相談

だが、返還にあたってのルールは厳しい。2020年2月29日時点で在籍者であること、2015年12月4日以降の渡航者に限る、ブラジルで採用した人に限る、というものである。しかしながら、個々人にはさまざまな事情もあり、少しでも条件に外れた人には支払われれないというのでは、なかなか納得はいかない。スクラムには、現在渡航費をめぐって相談が殺到している。可能な限り、相談にのり、交渉していくつもりである。

借金で縛り付ける 「奴隷労働」に世界から批判

このことが、アップル、インテル、アマゾンなどアメリカ系大企業から批判が出ている。なぜなら渡航費を返しきるまでの5ヶ月～6ヶ月は、他の会社に行きたくても負債のため移ることができないからである。このように会社に縛り付けられている



「NPO法人非正規労働相談センターひろしま」

第5回総会を開催します

討議事項 2019年度活動報告 2020年度活動計画
2019年度財政報告 2020年度予算案 など

日時 2020年5月10日(日) 13:30～

場所 ビッグフロント5階 会議室2